

学校緑育の指導者認定要件

学校緑育実施要領（以下「要領」という。）第7第1項に掲げる指導者のうち「その他知事が認めた者」の基準は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すること。

なお、認定後、要領の目的に合致しない指導を行った場合は、認定の取り消しを行う。

第1 次に掲げる要件のいずれかに該当する団体等であって、事業主体との間で指導に関する委託契約が締結できる者であること。

(1) 農林水産省、総務省、文部科学省との3省連携で実施している「子ども農山漁村交流プロジェクト」又は和歌山県子ども農山漁村南北交流推進事業で指定された受入地域の構成団体。

ただし、指導者を必要数確保できる者に限る。

(2) 森林の保全・利用・整備に取り組む団体等であって次に掲げる要件のすべてに該当し、予め別記様式により市町村長が推薦した者。

ア 森林の保全・整備及び総合利用に関する活動実績を有する者であること。

イ 林業の本質・意義等を十分理解し、高い識見を有する者であること。

ウ 紀の国緑育推進事業の趣旨に合致した活動が期待できる者であること。

エ 森林体験・森林学習のプログラムの企画及びフィールド準備等ができる事業の実施に際して、指導者を必要数確保できる者であること。

第2 森林・林業に関する知識を有する個人で、次に掲げる要件のすべてに該当し、予め別記様式により市町村長が推薦した者。

ア 森林の保全・整備及び総合利用に対する活動実績を有する者であること。

イ 林業の本質、意義等を十分理解し、高い識見を有する者であること。

ウ 紀の国緑育推進事業の趣旨に合致した活動が期待できる者であること。

エ 森林体験・森林学習のプログラムの企画及びフィールド準備等ができる者であること。

附 則

この認定要件は、平成24年7月10日から適用する。

附 則

この認定要件は、平成29年5月29日から適用する。

附 則

この認定要件は、令和5年8月1日から適用する。

附 則

この認定要件は、令和7年4月1日から適用する。